

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2014年9月号 | No. 9/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 国際出願の電子出願及び手続

### ユーラシア特許庁に対する ePCT 出願

受理官庁としてのユーラシア特許庁（RO/EA）は、2014年9月1日から ePCT ポータルサイトの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局（IB）に通知しました。これにより、ePCT 出願が可能な受理官庁の数は6となりました。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/EA の詳細は、次のリンク先の 2014年8月21日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

ePCT 出願は、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントで利用可能な ePCT プライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先の ePCT ポータルサイトからどうぞ。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先から WIPO ユーザアカウントの作成と WIPO 電子証明書の入手も可能です。ePCT ポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode”（ePCT デモ版）のリンクからデモ出願も可能です。

（PCT 出願人の手引 附属書 C（EA）が更新されました。）

## PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

中華人民共和国国家知識産権局とアイスランド特許庁、知的所有権庁（英国）、イスラエル特許庁、スウェーデン特許登録庁との新しい試行プログラムの開始

中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）と以下の官庁は、記載された日付から新しい2庁間の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

- イスラエル特許庁（ILPO）（2014年8月1日）
- スウェーデン特許登録庁（PRV）（2014年7月1日）

本試行プログラムでは一方の国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としての官庁によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも1つ存在する場合）を得た PCT 出願に基づき、他方の国の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

さらに、SIPO と以下の官庁は、2014 年 7 月 1 日から新しい一方向の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

- アイスランド特許庁 (IPO)
- 知的所有権庁 (英国) (UKIPO)

本試行プログラムでは ISA 又は IPEA としての SIPO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、アイスランド又は英国の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

なお、英国の早期審査制度により肯定的な PCT 成果物に基づき UKIPO に早期審査を請求できます。詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.ipo.gov.uk/p-pn-fasttrack1.htm>

PCT-PPH の詳細は以下をご覧ください。

ILPO と SIPO :

<http://index.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/PCT/Pages/InternationalAgreementsPPH.aspx>

[http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627\\_972290.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627_972290.html)

(英語の文書へのリンクを含む中国語のページ)

<http://index.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrachim/Pages/PPH.aspx>

(ヘブライ語の ILPO PPH ウェブサイト)

PRV と SIPO :

[http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627\\_972290.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627_972290.html)

(英語の文書へのリンクを含む中国語のページ)

<http://www.prv.se/en/IP-Professional/Patents/Patent-Prosecution-Highway-PPH/>

IPO と SIPO :

<http://www.els.is/en/patents/pph--accelerated-examination/> 及び

[http://www.els.is/media/2010/CN\\_IS-PCT-PPH-guidelines.pdf](http://www.els.is/media/2010/CN_IS-PCT-PPH-guidelines.pdf)

[http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627\\_972290.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627_972290.html)

(英語の文書へのリンクを含む中国語のページ)

UKIPO と SIPO :

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/318641/Requesting\\_UK-China\\_PPH\\_Guidelines.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/318641/Requesting_UK-China_PPH_Guidelines.pdf)

[http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627\\_972290.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627_972290.html)

(英語の文書へのリンクを含む中国語のページ)

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

上記の新たな試行プログラムにより、PCT 成果物を利用した PPH 合意が増えました。なお、上記の PCT-PPH のウェブサイトに記載されている PCT-PPH 合意と同様に、グローバル PPH 試行プログラム（*PCT Newsletter* 2013 年 12 月号、2014 年 1 月号を参照）や IP5（五大特許庁） PPH 試行プログラム（*PCT Newsletter* 2013 年 10 月号を参照）に基づく多国間合意においても PCT 成果物の利用を含み、それらを含めると現在 19 官庁が参加しています。さらに、PCT 成果物の利用を含みませんが、多くの官庁が PPH に参加しています。詳細は下記の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/index.htm>

## パリ条約

### クウェートの加入

2014 年 9 月 2 日にクウェート（国コード：KW）が工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託し、パリ条約の締約国数は 176 となりました。クウェートは 2014 年 12 月 2 日からパリ条約に拘束されます。

PCT 規則 4.10(a)に従い、パリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。クウェートはすでに WTO のメンバーです。

## ブダペスト条約

### ブダペスト条約に関する一般情報

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約は WIPO により管理され、バイオテクノロジー発明の分野で重要な役割を担っています。発明の開示は特許を取得するための重要な要件です。発明が一般に公開されていない微生物や他の生物材料（以下、微生物）を含み、又はその利用を含む場合、その単なる記載は十分な開示ではない場合があります。そのため、特定の国々では、微生物の試料を専門機関に寄託する必要があります。

特許保護を求める各国において微生物を寄託しなければならないことを避けるため、ブダペスト条約は何れの国際寄託当局（IDA）での寄託（且つ PCT 出願における寄託に関する情報の記載）は全締約国の国内特許庁や当該条約の効果が及ぶ広域特許庁に対する特許手続の目的において十分であると規定しています。

IDA は微生物を保管することができる、つまり一般的には“培養株保存”できる科学的機関です。

ブダペスト条約の詳細は次のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/>

## ブダペスト条約に関する統計

2013年にはブダペスト条約の締約国は79あり、42のIDAが設置されていました。その年、カタールが条約に加盟し、米国に設置された Provasoli-Guillard National Center for Marine Algae and Microbiota (NCMA) がIDAの地位を取得しました。

2013年におけるブダペスト条約に基づく寄託と試料の分譲に関する統計は、38のIDAからの回答に基づき、以下のリンク先でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/micros/>

2013年の統計についていくつか紹介します。

2013年(4,822)の全寄託数は2012年(4,636)と比較して4%増加しましたが、第三者への試料の分譲はやや減少しました(2,096: -3%)。2013年に寄託数の多かったIDAの上位6機関は以下の通りです(括弧内の変化率は2012年比)。

1. China General Microbiological Culture Collection Center (CGMCC) (CN)	1,626	(+17%)
2. China Center for Type Culture Collection (CCTCC) (CN)	967	(+24%)
3. American Type Culture Collection (ATCC) (US)	785	(-13.5%)
4. Korean Collection for Type Cultures (KCTC) (KR)	193	(-20%)
5. National Collections of Industrial, Food and Marine Bacteria (NCIMB) (GB)	179	(+54%)
6. Leibniz-Institut DSMZ – Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH (DSMZ) (DE)	177	(-49%)

ブダペスト条約が運用可能となって(1981年)から2013年末までの全寄託数は87,074であり、上位4機関を以下に示します。

1. American Type Culture Collection (ATCC) (US)	29,476
2. International Patent Organism Depository (IPOD), National Institute of Technology and Evaluation (NITE) (JP) (NITE 特許生物寄託センター)	10,165
3. China General Microbiological Culture Collection Center (CGMCC) (CN)	8,737
4. Leibniz-Institut DSMZ – Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH (DSMZ) (DE)	7,603

中国と米国における寄託は2013年の寄託の72%(それぞれ53.7%、18.3%)であり、これまでの合計の55%(それぞれ17%、38%)となりました。

## **PCT 最新情報**

AU : オーストラリア (PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料)  
BE : ベルギー (所在地とあて名、手数料)  
BN : ブルネイ・ダルサラーム (国内段階移行の要件の概要)  
CL : チリ (管轄国際調査及び予備審査機関)  
CU : キューバ (管轄国際調査及び予備審査機関)  
EC : エクアドル (管轄国際調査及び予備審査機関)  
EP : 欧州特許庁 (手数料)  
IN : インド (手数料)  
PA : パナマ (管轄国際調査及び予備審査機関)  
PT : ポルトガル (手数料)  
QA : カタール (所在地とあて名、電話と FAX 番号)  
SE : スウェーデン (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、国立工業所有権機関 (ブラジル)、国立工業所有権機関 (チリ)、北欧特許機構、韓国知的所有権庁、スウェーデン特許登録庁)

予備審査手数料 (国立工業所有権機関 (チリ))

取扱手数料 (スウェーデン特許登録庁)

## **PCT 関連資料の最新／更新情報**

### 作業文書

#### *PCT 同盟総会*

2014 年 9 月 22 日～30 日にジュネーブで開催される第 46 会期 (第 27 回臨時) PCT 同盟総会の作業文書は下記リンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=33287](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33287)

#### *PCT 技術協力委員会*

2014 年 9 月 22 日～30 日にジュネーブで開催される第 27 回 PCT 技術協力委員会 (CTC) の作業文書は下記リンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=33947](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33947)

#### *PCT 作業部会*

2014 年 6 月 10 日～13 日にジュネーブで開催された第 7 回 PCT 作業部会の報告案は下記リンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=32424](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=32424)

## PCT 規則のドイツ語版－訂正版

PCT 規則のドイツ語版で使用された専門用語が訂正されました。当該条文集は再公開され下記リンク先でご覧いただけます。なお、ドイツ語の特許協力条約（PCT）と規則の紙版の訂正版は現在準備中です。

[http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs.pdf)

## PCT FAQs

“外国における発明の保護：特許協力条約（PCT）に関する FAQ（よくあるお問い合わせ）”が2014年7月版として更新され下記リンク先で英語版のHTMLとPDF形式でご覧いただけます。他の言語は準備中です。

<http://www.wipo.int/pct/en/faqs/faqs.html>

[http://www.wipo.int/pct/en/basic\\_facts/faqs\\_about\\_the\\_pct.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf)

## PCT 国際調査・予備審査ガイドライン

PCT 国際調査・予備審査ガイドラインは2014年7月1日に発効したPCT規則改正を反映し更新されました。なお、本規則改正は以下に関連しています。

- － 国際調査機関の見解書及び当該見解書に対して出願人によって提出された非公式コメントを国際公開日から閲覧可能とする（PCT規則44の3の削除及び規則94.1(b)の修正）
- － 幾つかの例外を除いて、国際予備審査機関に対して国際予備審査時にトップアップ調査の実施を求める（PCT規則66.1の3及び70.2(f)の追加）

更新されたガイドラインは英語と仏語で下記リンク先からご覧いただけます。

（英語） <http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe.pdf>

（仏語） <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ispe.pdf>

## セミナー資料

PCT手続きを網羅したセミナー資料が2014年8月8日付けで中国語で更新され以下のリンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic_1/document.pdf)

## PCT 規則の修正（イタリア語、ロシア語）

2014年7月1日発効のPCT規則の全条文がPDF形式でアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、スペイン語に加え、イタリア語、ロシア語でご利用いただけます。

（イタリア語） [http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs.pdf)

（ロシア語） [http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/pct_regs.pdf)



## **PCTに関する記事**

WIPO マガジン（2014 年第 4 号）から以下の記事の抜粋が、PCT ウェブサイトの“PCT に関する記事”に追加されました：

### **Bacteria as a Vehicle for Drug Delivery**

ActoGeniX はグローバルに事業を展開するベルギーのバイオテクノロジー関連の小企業であり、胃腸、免疫、代謝性疾患の治療に関して事業を開始しています。Actobiotics™として知られる彼らの新しい技術はこれらの慢性疾患の治療に革命をもたらすものと期待されています。知的財産は、投資家を引き付け、強い競争力を確保し、株主価値を生み出すことを可能にするものとして企業の事業戦略の中心となっています。ActoGeniX は国際的に特許出願をするために PCT を利用しています。ActoGeniX の顧問の Emil Pot 氏は“PCT は国内段階で特許を取得する価値があるかどうかを決定するための時間を与えてくれます。これは費用的な恩恵をもたらすので、PCT は我々に貴重な時間と費用削減を提供するものです。”と説明しています。

### **Innovation Gathers Pace in Renewables Sector**

Sarah Helm（英国に本拠地を置くイノベーション・コンサルタント CambridgeIP のマネージャー）は WIPO と共同で発表した、4 つの温暖化対策技術（バイオ燃料、太陽熱、太陽電池、風）に関する商業革新の著しい増加についての最近の報告書について説明しています。PCT の利用の著しい増加はこれらの特許された技術のための市場が急速にグローバル化していることを示しています。2006 年以来、これらの 4 つの分野で出願された特許の 30%超は PCT を通して出願されており、1975 年から 2005 年の間に PCT 出願の率がほぼ 2 倍になりました。

WIPO マガジンの他の抜粋を含め次のリンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/news/pct\\_news.html](http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html)

また、WIPO マガジン 2014 年第 4 号の全記事は次のリンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/pdf/2014/wipo\\_pub\\_121\\_2014\\_04.pdf](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2014/wipo_pub_121_2014_04.pdf)

## **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

### **新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、以下の新たな請求書が確認されました。

IPTG – International Patent and Trademark Guide

WOPD – Worldwide Online Patent Database

UPTS – Universal Patents and Trademarks Service

Commercial Center for Industry and Trade

Euro IP Register

WIPD – World Intellectual Property Database

WPTI – World Patent and Trademark Index

これらの請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

### 英国での知財巡回セミナー

WIPOは、知的所有権庁（英国）<sup>1</sup>（UKIPO）と協力して、PCTを含む、知的財産（IP）権やグローバルIPシステムにおける最新動向について、3つのセミナーを開催いたします。セミナーは無料で、ロンドン、マンチェスター、グラスゴーにおいて、それぞれ2014年10月6日、8日、9日に開催されます。WIPOの上級担当者による半日のイベントの中で、知的財産権を保護する国際制度、裁判外紛争処理、IP情報の交換のためのインフラなどのWIPOのサービスや取組みを紹介いたします。地域のビジネス担当者やUKIPOと議論を交わす良い機会となるでしょう。

登録には、“WIPO Seminar Registration - London/Manchester/Glasgow”（希望する開催地を残してください）と題して、連絡先の電子メールアドレスと電話番号をご記入の上、次の電子メールアドレスまでお送りください：[wiposeminars@ipo.gov.uk](mailto:wiposeminars@ipo.gov.uk)  
参加人数は限られていますので、早目の登録をお勧めいたします。詳細は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=34482](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=34482)

---

<sup>1</sup> 知的所有権庁は特許庁の運営名称である。



**WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー (再掲載)**

2014 年 10 月 9 日及び 10 日にジュネーブの WIPO 本部で開催される上級者向け PCT セミナー (詳細は PCT Newsletter 2014 年 7-8 月号を参照) の登録の締切りが 2014 年 9 月 19 日に迫っています。本セミナーは無料であり、国際段階や国内段階における手続き、PCT 最新動向、ePCT での出願や出願管理に関します。参加者は 45 人限定となっています。詳細やオンライン登録フォームは下記リンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=33504](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33504)

ご質問は次のメールアドレスにお送りください : [pct.our@wipo.int](mailto:pct.our@wipo.int)

**実務アドバイス****新たな代理人が行う場合の新しい代理人の記録の要請 (委任状の放棄の不適合)**

**Q:** 私はある国際出願のための新しい代理人で、PCT 規則 92 の 2 に基づき代理人の変更を記録するため、国際事務局に要請を送付しました。しかし、国際事務局から、私を代理人に指名する出願人の署名の入った委任状がないと変更を記録することはできない旨、通知を受けました。国際事務局は委任状提出要件を放棄したと理解していますが、なぜ委任状を入手することが必要なのかご教示ください。

**A:** 国際事務局 (IB) は、PCT 規則 90.4(d)に従い、出願人により (代理人が記載された願書に署名することにより) 代理人が指名されていない場合、代理人に対して委任状を提出するという要件を放棄したにもかかわらず、PCT 実施細則第 433 号(b)に従い、特別な事例においては別個の委任状を義務付けることができます。

IB は、“代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時、又は、その者が書類を提出した時” に委任状が要求されると規定しています。そのため、たとえ出願時において記録された当初の代理人を選任するために委任状を提出する必要がないとしても、貴殿が新しい代理人であり、出願時の願書様式に記載されていないので、出願人又は複数の出願人がいる場合はみなされた共通の代表者 (PCT 規則 90.2(b)参照) に署名された委任状を入手することが求められます。IB はその委任状を受理するまでは変更を記録することができません。他の多くの官庁が、受理官庁、国際調査機関、補充調査を行う機関及び/又は国際予備審査機関として、代理人に対して別個の委任状及び/又は包括委任状の提出要件を放棄していますが、別個の委任状及び/又は包括委任状が求められる同様の事例を規定しています。

当初の代理人が ePCT で本出願への eOwner アクセス権を有している場合、たとえその人が、新規の代理人として貴殿にアクセス権を付与したとしても<sup>2</sup>、貴殿が出願人の代理で行動するためには、出願人によって署名された貴殿のための委任状を提出する必要があります。ePCT で出願のアクセス権を付与することに関する詳細は、次のリンク先の“ePCT ユーザガイド”をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/service\\_center/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_user\\_guide.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/service_center/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf)

<sup>2</sup> 貴殿が ePCT のアカウントを保有し、電子証明書で認証され、その代理人と eHandshake 設定されているという条件で。

また、“代理人の変更がある場合の ePCT でのアクセス権の変更”という題の“実務アドバイス”は *PCT Newsletter* 2012 年 4 月号で紹介され、次のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2012/pct\\_news\\_2012\\_04.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2012/pct_news_2012_04.pdf)

IB 及び他の官庁による放棄に関する情報は、*PCT 出願人の手引*の附属書 C の関連する部分と同様に、次のリンク先の表で確認できます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

代理人の選任に関する詳細は、*PCT 出願人の手引*の“国際段階の概要”の paragraph 5.041 から 5.051 をご覧ください。

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧